

お倉ヶ浜ふれあいの森における海岸林の保全活動の取り組み

宮崎北部森林管理署 森林技術指導官 日田仁志
熊本森林管理署 地域統括森林官 佐藤英也

1 課題を取り上げた背景

お倉ヶ浜は、九州の中東部、宮崎県日向市の海岸線に位置し、白砂青松の景勝地で日豊海岸国定公園及び日本渚100選に指定され、ウミガメの産卵地、ハマグリ基石の産地でもあります。

お倉ヶ浜の国有海岸林は、内池・尻無川国有林と小松崎・土々呂毛(どどろげ)国有林に分けられ、内池・尻無川国有林については、古くは大正6年度から造成され、林齢96～4年生、樹高は96年生で17m、比較的均一なクロマツの一斉林で形成されています。小松崎・土々呂毛国有林については、大正6年度に造成され、林齢96年生、樹高17mのクロマツ、アカマツ林からクスノキ等広葉樹林へ30%～70%の樹種割合に遷移が進んでいます。また、レクリエーションの森「日向海岸風景林」にも指定されており、地域住民の方の憩いの場としても親しまれている森林です。

このお倉ヶ浜の国有海岸林においてふれあいの森の協定を締結、今後の保全活動のあり方を考察します。



写真1 お倉ヶ浜国有海岸林

2 これまでのマツクイムシ被害の概況

マツクイムシによる被害が、昭和30年頃に確認され、徐々に被害が拡大しましたが、昭和48年度より地上散布等の予防事業を継続的に行い、被害発生量は減少しています。



写真2 ふれあいの森(看板)

3 地域に親しまれる海岸林としての取り組み

平成17年9月に日向市ふるさとの自然を守る会と「お倉ヶ浜ふれあいの森」の協定を締結するなど、地域と一体となった保全活動に取り組み、地域住民の生活環境の保全と憩いの場の提供に貢献しています。

(1)植樹祭等の実施

内池国有林では、一般市民の参加者を募り、林内の疎林箇所において、抵抗性クロマツを植樹を実施しています。土々呂毛国有林では、門川高校生によるウバメガシ等広葉樹の植樹を実施しています。

植栽後、ノウサギの食害から植栽木を守るため、幼齢樹保護カバー等を設置したり、植栽した箇所の下刈作業を実施しています。土々呂毛国有林においても、門川高校生による植栽箇所の下刈作業を実施しています。

(2)海岸林クリーン活動の実施

毎年7月に、隣接する日向市有林等を含め海岸林のクリーン活動を実施しており、宮崎県、日向市、各関係団体や地域住民の参加の下、空き缶等のゴミ拾いや林内歩道の草刈り等の環境整備活動を実施しています。

(3)森林環境教育の実施

植樹祭等の各行事と併せて、参加した一般の方や小・中・高校生等を対象として、当該箇所に自生する樹木の名前や特徴、マツクイムシ被害等についての森林環境教育を実施しています。

4 考察

(1)防災林として

お倉ヶ浜海岸林の保全活動の実施に当たっては、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を真摯に受け止め、海岸防災林としての形成を考慮していく必要があります。

東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会の平成24年2月報告書「今後における海岸防災林の再生について」によると、海岸防災林の津波に対する効果について、「津波の波力を減衰して流速やエネルギーを低下させ、樹木による漂流物の移動を阻止させる。移動によって生じる二次的災害の軽減又は防止、波にさらわれた人がすりついたり、ひっかかる対象となる。津波に対する障壁となって海水の侵入を阻止する。」等が挙げられています。

林帯の配置については、飛砂防備や防風等防災機能を発揮する観点から50m程度以上の林帯幅が必要で、概ね150～250m程度が望ましいと言われています。お倉ヶ浜海岸林の林帯幅は、概ね200mが確保されており、高い防災効果が期待できる海岸林と言えます。

(2)今後の取り組み

「日向市ふるさとの自然を守る会」による保全活動の取り組みが始まって10年目を迎えました。今後は、この活動を継続しながら、津波等による被害の防止・軽減を考慮した森林整備等の新たな取り組み、防災林としての役割・効果をより多くの地域住民の方に知って頂くための活動を展開していくとともに、市民の憩いの場として一層親しまれるための自然観察歩道の整備や林内整備等を進めていくことが必要と考えます。



写真3 内海国有林の林分

地域の若者と国有林を結ぶ取組

東北森林管理局 企画調整課

林政推進係長 佐々木 嵩史

(前 上小阿仁支署三里森林事務所 森林官)

1 課題を取り上げた背景

国有林野事業の一般会計化を控え、より一層「国民の森林」としての取組が求められる中、特に地域社会との信頼関係構築が重要です。前任地の^{かみこあに}上小阿仁支署の位置する秋田県上小阿仁村は、かつて国有林野事業で栄え、その存在は地域にとって身近なものでしたが、現在ではその関係性は希薄となり、とりわけ若年層でその傾向が顕著にみられます。

私は、有志の村民によって設立された任意団体「上小阿仁若者会議」が地域活性化を目的に活動していることを知りました。そして若者会議の一員として活動に参加する中で、地域の若者に国有林を身近に感じてもらい、両者を結びつけることを目的とした森林ふれあい活動の企画を提案し、地域の関係者と連携して実施しました。

2 取組の経過

取組にあたっては、若者のニーズを把握し、より緊密な連携を行うことが重要と考え、若者会議が行う各種活動へ積極的に参加し意見交換を行いました。また若者の参加意識を高めるために、共同作業や対話を重視したワークショップ形式を取り入れました。ワークショップの実施にあたっては、参加者の意識レベルが段階的に向上するよう、認識→知識→関心・動機→行動の一連の流れに沿った活動を意識しました。

① 座学ワークショップ (H24.5~7)

森林や林業、国有林に対する認識や知識を若者会議メンバーで共有

するためのワークショップを、月2回程度、計5回行いました。

② 野外ワークショップ (H24.8)

座学で出された意見・要望をもとに、若者会議、自治会、支署が連携し国有林内にある村の水源地散策、ロケットストーブ製作体験等を行いました。

③ ふりかえりワークショップ (H24.9)

活動をふりかえり、参加者同士で成果や反省点を出し合い共有しました。



3 実行結果

活動をふりかえる中で、「国有林を楽しく学べた」「もっと知りたくなった」等の意見が出され、地域の若者の知識や関心が向上したと考えます。また、地域の関係者間で繋がりが新たに形成されたことも取組の成果といえると思います。

一方、国有林を地域に身近な存在として定着させるには、活動の継続によって、地域の若者の知識や関心・動機がより深く具体的に変化していくことが必要であり、そのための支援体制を構築することが課題といえます。

4 考察

この事例のように地域活性化に取り組む団体等と国有林が協働し、彼らを当事者として巻き込んでいくことで、国有林が地域にとってより身近な存在へと近づくことにつながるのではないかと思います。今回意識的に行った「地域コミュニティへの積極的な参加」と「参加型の森林ふれあい活動」は、そうした取り組みを進める上で効果的な手法であると考えます。



ワークショップの様子



ふりかえりワークショップまとめ

官民協同による自然休養林の環境整備・保全活動について

－明治の森箕面自然休養林管理運営協議会の取組－

近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所 森林官 岡本 哲知
明治の森箕面自然休養林管理運営協議会 前代表 鎌谷 計三

1 課題を取り上げた背景

明治の森箕面自然休養林では、平成21年4月より「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」（以下「協議会」という）を設立し、地域の市民団体及び、行政関係者と連携を密にし、官民協同による自然休養林の環境整備や保全活動を行っています。

今年度で設立からおおよそ5年が経過し、ますます箕面自然休養林での環境整備等を推進していく上で重要な役割を担いつつあります。

今回は、この協議会を核とした官民協同の取組について報告します。

2 取組の経過

協議会は平成21年4月に市民と近畿中国森林管理局が締結した「レクリエーションの森の整備・管理及び活用に関する協定」に基づき設立されました。

構成メンバーは「市民委員」である11の市民団体と「行政関係委員」である箕面自然休養林に関

係する大阪府や箕面市などのほか、「相談役」としての京都大阪森林管理事務所長から構成されます。年7回ほど協議会を開催し、箕面自然休養林



構成メンバー

の整備・管理及び活用について、対話と協同的な取組を行っています。

協議会は事務局を市民団体が担い、企画立案、運営も市民団体が主体となっていて行っています。行政関係委員や相談役は、市民団体の企画立案に対して必要な助言等を行い、市民団体の活動では対応できない案件について対応する、取組のサポート役を担っています。

また、活動に伴う資金も、サポーターからの資金や個人からの寄付により賄われています。

3 実行結果

環境整備では、これまで案内板の建替えや、ベンチ・テーブルの再整備を進めてきました。毎年年末に協議会が協賛する大型ゴミ掃除への協力も行ってきました。

保全活動としては、シカ食害対策のための、研究フォーラムを開催し、市民への啓発を行うとともに、希少な植物を保護するためシカ防護柵の設置も行いました。また、今年度はナラ枯れ防止活動として、粘着シートの貼付作業を実施しています。

4 考察

協議会は箕面自然休養林の適切な利用促進を目指し、設立からこれまで官民が協同して様々な環境整備・保全活動を進めてきました。

このような様々な取組を行うことができたのは、協議会によって行政と市民団体の役割分担が明確になり、市民団体が日頃のボランティア活動を通じて培ってきた多様なノウハウを、協議会の場で活かしていった結果であると考えます。また、協議会が行政と市民団体との信頼関係の醸成に寄与していることも大きいと考えられます。

今後も、箕面自然休養林では、協議会を中心に官民が協同してこれまでの取組を継続・発展させ、魅力ある自然休養林の実現に向け進めていきます。

森林セラピーとその可能性

梶原町立国保梶原病院	内科医師	伴 正海
松原まろうど会	会長	下元廣幸
四万十森林管理署	森林整備官	森下嘉晴

1 はじめに

この2時間で7人の自殺者が出ました。

今日は84人が自殺しました。

それが現実です。国もついに動きました。これまでの四大疾病（ガン・脳卒中・心筋梗塞・糖尿病）にうつ病を含めた精神疾患を加え、平成25年度から五大疾病とすることを決定したのです。152万人のガン患者よりも、237万人の糖尿病よりも多い323万人の精神疾患の患者なのだから当然と言えば当然です。そして今後は国の予算含めかなりの力が投入されることが予想されます。

企業も精神疾患に対しては少しずつ力を入れ始めています。折角雇用した人材に教育という投資を行ってもそれがドロップアウトしてしまっただけでは元も子もありませんし、もし復帰したとしてもその人材がベストパフォーマンスを発揮できなければそれは企業の損失と考えても差し支えはありません。

日本では精神疾患に対する偏見が無いとは言えません。家族内で見付かれれば隠され、社内で明らかになれば一生レッテルを貼られて人事が行われるという現実があちらこちらで見られます。しかし、うつ病などで悩んでいる人たちの中には、現代のストレスに対する処理能力を知らないだけであったり、当たり前の人間らしい生活や癒しを知らずに過ごしてきただけという人も多くいます。やり直す機会があり、それで復帰してよりよいパフォーマンスを発揮できるのであれば、それは行われるべきと考えられます。

高知県梶原町は平成19年3月森林セラピー・ステアリングコミッティによるセラピー基地・ロードの認定を得ました。



梶原町松原地区にはそのセラピーロードがあり、以前より森林セラピーが健康に与える影響についての研究が行われてきました。

2 技術研究の経過

梶原町松原地区には、四万十森林管理署梶原森林事務所があり、地区の松原まろうど会等とは日頃から行事等を通じて協力関係にあります。このことから、セラピーロード設定にも携わり、設定後も案内人のスタッフとしても協力しています。平成24年8月24-27日に、松原地区の久保谷ロードと上流域にある四万十森林管理署管内の久保谷山風景林で実施し、全国から応募参加された6名の参加者による森林セラピーが行われ、今回はメンタル問題を抱えている参加者を対象としたことが特徴でした。3泊4日の中で参加者たちは共同生活を通じて食事を作り、農業体験を行って自然とふれあい、セラピーロードを歩くなどのプログラムを行っていきました。

その中でセラピー開始前、期間中、2ヶ月後にそれぞれ血液検査や、脳波検査、自己評価式抑うつ尺度質問紙（SDS）などの検査を行い、それらを比較・検討しました。

3 実行結果

セラピー後及び2か月後にも改善していた項目としては不安・緊張、ストレス耐性度（自記式）があり、セラピー後に改善したが、2か月後まで持続していなかった項目としては 血糖、拡張期血圧、酸化コレストロール（MDA-LDL）、唾液酸化度、抑うつ他の自記式気分測定項目がありました。

4 考察

これまでの研究でも森林セラピーによるリラクセーション、抗がん免疫の活性化、アンチエイジングホルモンの上昇、酸化ストレスの緩和という面で健康にもたらす影響を客観的に示してきました。今回はその研究が、国家政策となるメンタルヘルスについても効果を期待させるものであることが分かりました。これからは森林セラピーをビジネスとして、地域おこしの一つの手段として検討していく必要があると考えられました。

台風被害跡地における『地域の森林』再生プロジェクト

関東森林管理局

天竜森林管理署 森林整備官 猪股 須恵

アスモ株式会社 総務部 総務室 鈴木 芳明

1 課題を取り上げた背景

平成 21 年 10 月に静岡県を通過した台風 18 号の影響により、浜松市北区三ヶ日町及び細江町の国有林約 29ha（約 6,800m³）が風倒被害を受けました。被害状況の把握、被害木の調査・処理・搬出を進めるとともに、台風被害跡地の更新の方針を検討するため、平成 22 年 5 月に『地域の森林』再生プロジェクト（以下、プロジェクト）を立ち上げ、署全体で取り組むシステムを構築しました。

このプロジェクトでは、風倒被害を受けたスギ・ヒノキ人工林を『地域の森林』として再生するため、地域産広葉樹を用いて更新することにより、地球温暖化の防止や野生動植物等の生息環境等に配慮した森林を整備することを目的とし、地域の住民や企業と協働し森林を再生することとしました。そこで、周囲の植生調査結果から更新樹種を選定するとともに森林再生の箇所として、①35か1林小班と②9よ林小班を選定しました。

①35か1林小班では地元の小学生による植樹を、②9よ林小班では、国民参加の森づくり協定を締結し、地元の企業や団体による森林づくりを実施する方針としました。

2 取り組みの経過

①浜松市北区三ヶ日町 本坂国有林35か1林小班（面積 2.52ha）

植樹は三ヶ日町の全小学校5校の5年生120人を対象に計画し、植樹の事前学習として4年生の3学期に森林教室を実施しました。そして、平成24年5月に広葉樹510本を0.17haに植樹しました。2.35haは、請負事業で植付を行いました。

②湖西市大知波 大知波国有林9よ林小班（面積 0.23ha）

地元企業であるアスモ株式会社から、CSR活動として、地域貢献するため「水源の森」である国有林の植樹箇所を提供してほしいとの依頼があり、また、当国有林に隣接する親水公園で、森林整備活動等に取り組んでいた湖西フロンティア倶楽部と夢くらぶ21から、当国有林の水源涵養機能を回復させたいという希望がありました。

そこで、当署がコーディネーター役となり、両者が協力することによって実行体制を整え、平成24年4月にアスモ株式会社と社会貢献の森協定を締結し、社員による協定林「アスモの森」の広葉樹の植樹や下刈が行われました。



図：協定にいたる経緯

5 実行結果

森林再生を地域と協働で実施するという当初の目的は達成されました。そして、森林づくり活動を、フィールドを提供する国有林、活動のハード面を担う企業、ソフト面を担う地域ボランティア団体の3者で立体的に取り組むことができました。

6 考察

長期間にわたる今後の保育作業を見据え、地域貢献のために設定した「アスモの森」を、企業のひとつのフィールドとしてとらえ、社員の社会貢献や自然を大切にする心などを育てる場として活用していく等、今後の活用方法を検討していきたいと考えています。



写真：植樹の様子